

2012年
改正法
対

活用しよう 「改正」

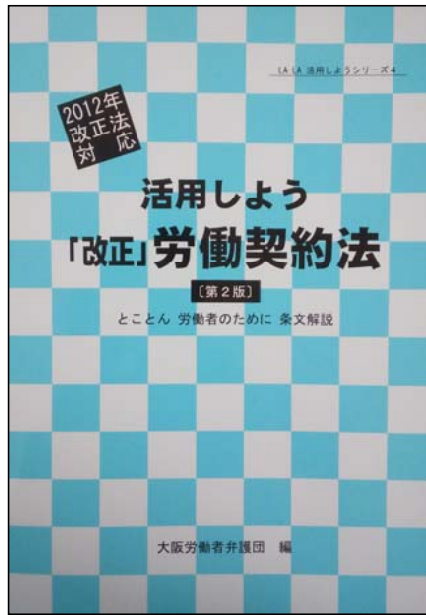
労働契約法

〔第2版〕

日々労働事件に取り組む弁護士が、労働者のための法律解説書を執筆しました。

とことん
労働者のために

条文解説



クイズです。次のQは正しいでしょうか？

- Q1 私は雇用期間半年の契約社員だから、次は契約しないと
言われても仕方がない。
- Q2 私は雇用期間半年の契約社員だから、一生、契約社員で
も仕方がない。
- Q3 私は雇用期間半年の契約社員だから、給料が正社員さん
の半分でも仕方がない。

正しく答えられた方は、本書をお買い求めいただく必要はありません。（でもそれ本当に正解……？）

「よくわからない」、「たぶん違うと思うけど自信ないな…」
と思われた方は、必ず本書をお買い求めのうえ、勉強してください。もちろん、「全部そのとおり！ だって私がそうだもん！」
と思われたあきらめのよいあなた！ あなたこそ必読です。

この本は1700円とちょっとお高いですが（すみません）、絶対に損はさせない内容です。“2012年改正法完全対応！ 改正部分以外も全面改訂！” 2008年発行の旧版を2倍、パワーアップしました。

二〇一三年四月一日発行

法律及び判例資料も充実 B5版160頁

税込1700円〔送料実費〕

改正法対応「活用しよう 改正労基法」B5版66頁

2010年10月発行 税込1200円も好評発売中です。お問い合わせは大阪労働者弁護団まで



申込書

お申込はFAXで 06-6364-8621まで

『活用しよう「改正」労働契約法』〔第2版〕を_____冊 申し込めます。

お名前

ご担当（ ）

ご送付先：〒

お電話番号

■お申込・お問い合わせ 大阪労働者弁護団 事務局■

〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル5階 電話06-6364-8620 FAX06-6364-8621

http://http://osaka-rouben.org/ メール：osaka-rouben@nifty.com

2012年
改正法
対
応活用しよう
「改正」**労働契約法**

〔第2版〕

日々労働事件に取り組む弁護士が、労働者のための法律解説書を執筆しました。

とことん

労働者のために

条文解説

私たち大阪労働者弁護団は、このたび『活用しよう「改正」労働契約法 ～とことん 労働者のために 条文解説～』（第2版）を発行する運びとなりました。

2007年11月に成立した労働契約法は、法案策定までの段階で法律のあり方をめぐって労使間で激しい意見の対立があったため、対立が解けない点は先送りにしてようやくできた法律でした。そのため、大部分はそれまでの判例法理を条文化したにとどまるなど、本来あるべき姿からはほど遠い内容の法律として生まれたというのが実情でした。

特に、期間の定めのある雇用契約（有期労働契約）については、その地位の不安定さや正社員との不合理な格差など、是正を必要とする点が少なからず指摘されていたにもかかわらず、たった1つの条文（17条）が設けられたにとどまり、しかもその内容も極めて不十分なものでした。

それでも、私たち大阪労働者弁護団では、「問題のある法律といっても、できる限り労働者に有利に解釈することは可能なはず」（初版「総論」より）との考え方にに基づき、「現場の労働者の視点に立ち返り、徹底的に労働者の立場に立つ」（前同）という立場から、労働者・労働組合のための労働契約法の解説書として、2008年4月1日、初版を世に送り出しました。

その後、2008年秋以降にいわゆるリーマン・ショックにより経済情勢が悪化し、雇用の問題、非正規で働く人々の地位の不安定さが注目を集める中で、有期労働契約に関する法改正の議論がスタートしました。

こうして、2012年8月10日、労働契約法改正法が国会で成立し、2013年4月1日に改正法が全面施行されました。

改正の内容はいずれも有期労働契約に関するもので、①期間の定めのない労働契約への転換の仕組み（無期転換ルール）の新設、②雇止め法理の法文化、③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止、の3つの内容を含んでいます。

以上のうち①は、有期労働者の地位の安定を目的としたものと説明されています。しかし、実際の解釈・適用のされ方によっては、かえって有期労働者の地位を不安定にしかねないという懸念もあります。また、②については、これまでの判例法理を明文化したものと説明されていますが、条文の表現方法に問題があるため、これまでの判例法理による有期労働者保護を後退させるおそれもあります。③についても、「合理性」の解釈の仕方によっては、せっかくの条文が骨抜きにされるおそれがあります。

このように、今回の改正も、労働契約法が成立した時と同様、期待と不安が入り交じった中で施行されることになりました。

しかし、重要なことは、いたずらに期待しすぎたり不安に感じたりするのではなく、改正の内容を正しく理解し、できる限り労働者に有利に使える部分を実際の現場で役立てることです。

今回の第2版も、そのような考え方に立って、好評をいただいた初版と同様に、労働契約法のどこが「使える」のか、どう「使う」べきなのか、といった点について、法律の専門家でない一般の方々にも理解していただけるよう、できるだけわかりやすく解説することを目指しました。

また、改正がなかった条文についても、初版を発行して以降に出された新しい裁判例を盛り込むなど、最新の「労働契約法」の姿を理解していただけるようにしています。

多くの方々に、本書を活用していただけることを願っています。

とことん

労働者のために

条文解説

